

豊見城市認可外保育施設給食委託業務仕様書

I. 基本事項

1. 業 務 名 認可外保育施設給食委託業務
2. 履 行 期 間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）
3. 対 象 施 設 豊見城市内の認可外保育施設（別表1）
4. 支給見込数（主食、副食）（1日当たり）

離乳食	3歳未満児食	3歳以上児食	合 計
20 食	110 食	159 食	289 食

注1) 上記は概ねの食数であり、児童数の増減により支給数は変動するものとする。

また、認可外保育施設の年度途中の開園又は閉園により支給数は変動する場合がある。

注2) 1食あたりのエネルギー、栄養価必要量は、日本人の食事摂取基準【2020年版（使用期間：R2～R6）】に示す1日の概ね1/3の量を提供するものとする。

1～5歳児には、毎日支給の加工乳1パック（概ね180ml）も含む。

5. 給食実施日 契約履行期間内で認可外保育施設（別表1）の開園日（月～土）とする。
※開園日は、豊見城市（以下、「甲」という。）が受託した業者（以下、「乙」という。）に指示するものとする。
6. 法令等の遵守 事業にかかる作業は、「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他食品衛生及び公衆衛生に関する法令等を遵守すること。

II. 委託業務内容

1. 認可外保育施設（別表1）に給食を調理、搬入すること。
2. 乙は、『保育所における食事の提供ガイドライン（厚生労働省：平成24年3月）』に基づき、保育所給食の役割及び甲が実施する食育を十分認識のうえ、安全かつ安心で良質な食を提供するものとする。
3. 園児の発達段階や健康状態に応じた幼児食、食物アレルギー対応食、異物混入対応等への配慮など、安全、衛生面及び栄養面等での質と安心の確保が図られるものとする。
4. 業務及び作業内容

業務内容	作業内容
献立の作成	ア 当該月分の献立を当該月の2週間前までに園に通知する。（書面及びデータ形式）
食材調達等	ア 発注 イ 受取

	ウ 検収 エ 出納事務 オ 伝票整理 カ 在庫管理
調理	ア 仕込み イ 調理 ウ 炊飯
配送、回収（後片付け）	ア 調理した給食、食器・食品取扱い器具の配送 イ 残菜、残飯、食器・食品取扱い器具の回収 ウ 食器・食品取扱い器具の洗浄及び消毒 エ 残菜、残飯の処理
その他	ア 提供給食由来の全ての事業に対する緊急・事後対応 イ 上記に附帯して必要な業務

5. 給食の内容等

- （１）給食については栄養バランスや調理形態に考慮された内容とし、乙の栄養士により献立を作成のうえ、甲に提出すること。
- （２）給与栄養目標量を満たし、主食は米飯を中心とし、副食は２品程度とすること。
- （３）アレルギー対応について、甲は乙に対し個別に使用してはならない食品を具体的に指示するものとし、乙はその指示に基づき甲及び対象児保護者とその対応について調整を図ること。
なお、「卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに」の７品目は原則実施し、代替品による調理を行い、「あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・鮭・鯖・大豆・鶏肉・豚肉・松茸・桃・山芋・リンゴ・ゼラチン・バナナ・ゴマ・カシューナッツ」等の品目については対応を協議するものとする。
- （４）食材は可能な限り国産または地産地消に努めること。また、発注書、納品書等の関連書類は常に整理し、甲への報告が行えるようにすること。
- （５）給食に係る原価比率（主食・副食等の食材費）は、概ね５～６割程度とする。
- （６）流行性感染等やむ得なく喫食児童数減や休園になった際、当日キャンセル対応も可能とすること。
- （７）履行期間中 １日 約 300 人の給食の支給が可能であること。ただし、児童数の増減等により支給数は変動する。
- （８）保育所による検食用食品を提供すること。
- （９）給食に必要な調理施設・設備、配送用車両、備品・消耗品等は、乙において整備すること。

6. 配達及び回収方法

- (1) 前月 25 日までに本仕様書の別表 2 の施設から報告される児童数の給食（受注表）に基づき指定日の午前 10 時～午前 12 時までに配達すること。
- (2) 配達場所は、本仕様書の別表 2 に示す住所とする。
- (3) 調理後の食品は、クラス単位で食缶等を用いて配送すること。ただし、献立内容や甲の要望等に応じて臨時的にランチボックス等の使用も可とする。
- (4) 適切な衛生・温度管理のもと、調理後 2 時間以内に給食できるよう努めること。
また、食缶は献立の内容等必要に応じて保温用・保冷用等を使用すること。
- (5) 調理場搬出時刻及び搬入時刻を記録すること。
- (6) アレルギー対応食について、他の給食と混同しないよう明示するなどの対応策を講じること。
- (7) 回収時間は、午後 1 時～午後 3 時までとすること。
- (8) 本仕様書の別表 2 の配達場所の施設が不在の場合は、乙と対象施設との協議により対応すること。
- (9) 台風等災害時における臨時的対応について、甲乙協議のもと適切に対応すること。
- (10) その他必要な場合は、甲と乙との協議により対応すること。

7. 業務従事者

- (1) 業務従事者は、保育所における給食の趣旨を十分認識し、前述厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」により業務を実施するものとする。
- (2) 業務従事者は、調理者としての責任を自覚し給食内容の向上改善に資するものであることから自ら調理した給食を事前に喫食による検食を行うこと。この場合における経費は、乙が負担すること。
- (3) 準備も含め本業務の確実で効果的な遂行のため、人材の確保については十分配慮すること。
- (4) (3) の規定に従い、業務従事者は、食数によって無理なく確実に業務遂行できる体制をとること。
- (5) 業務従事者の休暇等に対応した代替職員を確保しておくこと。

8. 業務責任者

- (1) 業務従事者のうち、管理栄養士または、栄養士の免許を有している者で、保育所（児童福祉施設）等の調理業務に 3 年以上の実務経験を有する業務責任者を、常勤として 1 人配置するものとする。
- (2) 業務責任者は、業務遂行上の責任者として調理従事者を指揮・監督し、また、甲との連絡調整を行うものとする。
- (3) 業務責任者の不在がある場合は、事前に甲と協議のうえ、甲が認める職務代理者を配置することとする。なお、職務代理者は、資格等業務責任者と同等以上の者とする。

9. 業務従事者の服務等

- (1) 業務従事者は、委託業務を履行するための個人情報の保護に関しては、契約書に記載する規定を遵守すること。
- (2) 作業中には、園内に関係者以外の者を入れないとともに、作業に関係ない物及び不要な物・私物は持ち込まないこと。
- (3) 乙は、調理及び食品の取扱い等が適切かつ円滑に行われるよう、定期的に研修等を実施し、業務従事者の資質の向上に努めること。

10. 安全・衛生管理

- (1) 衛生管理は、前述「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準拠するなど、法令遵守したものであること。
- (2) 乙は、業務従事者の健康管理について、絶えず注意を払うとともに、労働安全衛生規則に定める定期健康診断を必ず年1回以上実施し、検便については、月1回実施する。その検査の内容は、赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌群とする。また、必要に応じて10月から3月にはノロウイルスの検査を含めること。

なお、腸管出血性大腸菌群の検査で保菌者が出た場合は、ペロ毒素等の有無などについて追跡調査をするとともに、その結果を甲に報告しなければならない。また、安全衛生上、その健康診断や検便検査の結果、就労に適さない者と認められるものが確認されれば、その旨を甲に通知するとともに、その者を就労させてはならない。

- (3) 給食に異物が混入しないように注意し、目視点検を確実に行う。万が一、異物や細菌等の混入が発覚した場合は、速やかに園長及び甲に報告し、原因を明らかにするとともに、専門家の意見を踏まえ、健康に及ぼす被害の程度の分析・その対応策を速やかに講じるとともに、全力で再発防止に努めること。
- (4) 食物アレルギー（卵、乳製品）対応は適確に行い、除去食品の混入や誤食の事故防止に努める。万が一、事故が発生した場合は、速やかに甲に報告し、原因を明らかにし、再発防止策を講じること。卵、乳製品以外の食物については保護者対応とする。

11. 食中毒や事故等発生時の対応

- (1) 食中毒や事故発生の場合は、速やかに甲への報告、協議を行い、甲の指示により対応を行うものとする。
- (2) 食中毒や事故発生の場合は、甲と協議のうえ、速やかに給食確保など安定的な業務の持続についての対策を行うものとする。
- (3) 食中毒や事故発生時の対応として、製造物責任法（平成6年法律85号）に基づく生産物賠償責任保険等に加入していること。
- (4) 乙の責任で食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、甲に対し損害賠償を行うこと。
- (5) 配送中の交通事故等による配送の遅れ等が生じた場合は、速やかに甲へ連絡するとともにその指示に従うものとし、13. 給食提供の確保に基づいた対応を行うこと。

12. 委託料支払等

契約は1食あたりの単価契約とし、甲は乙の請求が適切なものと確認した場合に、当該月の翌月の末日までに乙へ支払うものとする。

13. 給食提供の確保

乙の責に帰すべき理由により業務の遂行が不可能となった場合、乙は本仕様書に規定する給食の提供について責任を持って確保する（履行保証人の確保）。また、この場合の費用は乙において負担する。

14. 契約の解除

- (1) 乙は業務の履行経過を月ごとに業務履行報告書として提出するものとする。
- (2) 業務履行報告書には、業務内容、進捗状況等を記載するものとする。
- (3) 業務の実施において重大な影響を与える事態が生じた場合は、(1)に関わらず速やかに業務履行報告書を提出し、甲と協議を行うものとする。
- (4) 甲は、乙が当該業務の不履行又は履行する見込がないと認められる場合、本仕様書記載事項の違反及びその他当該業務を継続しがたい重大な背信行為があった場合は、当該業務に係る契約を解除することができる。

15. その他

- (1) 業務の開始にあたっては、乙の責任において、甲から業務の引継ぎを受けるとともに、十分な研修を経た後に臨むこと。
- (2) 業務遂行上、甲が不都合と認めるときは、甲の指示に従うこと。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項については、双方誠意を持って協議し、決定するものとする。

別表 2

給食委託業務対象認可外保育施設一覧

令和 3 年 2 月 1 日現在

	園 名	住 所	年 齢 内 訳			
			0 歳	1～2 歳	3～5 歳	計
1	Iac インターナショナルキッズアカデミー	豊見城市字豊見城 566-8 2F	0	0	45	45
2	我那覇幼稚園	豊見城市字我那覇 31	0	7	6	13
3	我那覇のびのび保育園	豊見城市字我那覇 110-9	0	0	21	21
4	託児所はっぴい	豊見城市字高嶺 408-8 L-87	0	12	3	15
5	にじの丘保育園	豊見城市字上田 531-4	9	14	40	63
6	のぞみ保育園	豊見城市字豊見城 423-2	0	16	0	16
7	みのり保育園	豊見城市字宜保 267	1	14	8	23
8	みやびか保育園	豊見城市字長堂 160-32	1	4	12	17
9	沖縄ヤクルト豊見城保育所	豊見城市字名嘉地 167-5	1	3	3	7
10	生協にじっ子保育園	豊見城市字真玉橋 180	5	25	7	37
11	虹の子保育園	豊見城市宜保二丁目 8-16	3	15	14	32
年 齢 別 合 計 人 数			20	110	159	289

別表 3

(市負担 1 / 2 ・ 保護者負担 1 / 2)

※一食当たりの単価が 324 円である場合の例

新すこやか保育事業	項 目	一月あたり支払額	
	給 食 費 (ケータ リング)	市 (1 / 2)	保護者 (1 / 2)
		0 歳 : 324 円 × 24 日 × 1/2 = 3,888 円 1 ～ 2 歳 : 324 円 × 24 日 × 1/2 = 3,888 円 3 ～ 5 歳 : 324 円 × 24 日 × 1/2 = 3,888 円	3,888 円 3,888 円 3,888 円

